国民年金法等の一部を平成六年政令第三百四十八号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第四条第三項、第六条第一項、第十四条第二項及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。 (平成六年改正法附則第四条第三項の政令で定める障害年金)

第一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。) 附則第四条第三項の政令で定める障害年金は、国民年金法等の一部を改正する法律 改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを除く。)とする。 六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。)による障害年金(昭和六十 牟

(平成六年改正法附則第六条第一項の政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付)

平成六年改正法附則第六条第一項の障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金及び昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)による障害年金

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法 (以下「旧厚生年金保険法」という。) による障害年金

務員等共済組合法」という。) による障害年金 る法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下「旧国家公 いう。) 平成二十四年一元化法改正前国共済年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」と 附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第四号において同じ。)のうち障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正す

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。) による障害年金

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金

共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。 「旧私立学校教職員共済組合法」という。)による障害年金 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金(平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第五条第一項第六号において同じ。)のうち 以障害

共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)による障害年金 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の

四項に規定する移行農林共済年金をいう。第五条第一項第七号において同じ。)のうち障害共済年金及び移行農林年金(同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。 七号において同じ。) のうち障害年金 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号) 附則第十六条第 第五条第一項第

(第三号被保険者の届出の特例に係る旧国民年金法による老齢年金の支給要件の特例)

金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。 料免除期間等とを合算した期間が二十五年以上となったときは、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十六条に定める老齢年料免除期間等とを合算した期間が二十五年以上となったときは、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するに至ったことにより旧保険料納付済期間等と旧保険 第一号に規定する第一号被保険者(同法附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者を含む。第六条において単に「第一号被保険者」という。)又は国民年金法(三条 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であって、六十五歳に達した日において昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付済期間(国民年金法第七条第一項 う。)とを合算した期間が二十五年(旧国民年金法第七十六条の表の上欄に掲げる者にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。以下この条及び第七条において同じ。)に満たないもの 和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料免除期間(国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間を含む。以下この条、第七条及び第八条において「旧保険料免除期間等」とい 第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を含む。以下この条、第七条及び第八条において「旧保険料納付済期間等」という。)と昭

(第三号被保険者の届出の特例に係る保険料・拠出金算定対象額に乗じる率の計算方法の経過措置)

第四条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)第十一条の二第二号の規定の適用については、当分の間、 附則第十条第一項の規定による届出」と、「算入しないものとされた期間」とあるのは「算入しないものとされた期間 (平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入する 同号中「規定による届出」とあるのは「規定による届出及び平成六年改正

(任意加入被保険者の特例に係る資格の取得及び喪失)

第五条 平成六年改正法附則第十一条第一項の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする 国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに旧国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金

厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の 長

の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長

平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金並びに旧私立学校教職員共済組合法による退職年金、 減額退職年金及び通算退職年金

移行農林共済年金のうち退職共済年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十一 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定による年金たる給付であって退職を支給事由とす十 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であって退職を支給事由とするもの

十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 (昭和二十五年法律第二百五十六号)によって国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であって退職を支給事由とす

十三 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号。以下この号において「廃止法」という。) 附則第七条第一項の普通退職年金及び廃止法附則第二条第一項の規定によりなおその 効力を有することとされる廃止法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第九条第一項の普通退職年金

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する同法附則第二条の旧退職年金及び同法附則第

第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)に係る制度の加する実施機関たる共済組合等(以下この項において「実施機関たる共済組合等」という。)及び当該給付に係る制度の管掌機関に対し、前項第二号に掲げる給付(厚生年金保険法第二条の五第一項 付(同項第二号に掲げる給付にあっては、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものを除く。)の支給状況につき国民年金法第五条第九項に規定 厚生労働大臣は、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要があると認めるときは、前項各号(第一号、第三号及び第七号を除く。)に掲げる給

(任意加入被保険者の特例に係る国民年金法による老齢年金の支給要件の特例)

入状況につき実施機関たる共済組合等に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第六条 六十五歳に達した日において、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間(他の法令の規定により国民年金法による保険料納付済期間とみなされたものを含 規定による老齢年金を支給する。ただし、当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間が一年以上であり、かつ、同法第二十六条ただし書に該当する場合に限る。 項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者(同法附則第九条第一項及び昭和六十年改正法附則第十二条第一項に規定する者を除く。)に国民年金法附則第九条の三第 より第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料免除期間及び旧共済組合員期間を合算した期間が十年以上となったときは、国民年金法附則第九条の三第一 共済組合員期間」という。)を合算した期間が十年に満たない者が、同日以後に平成六年改正法附則第十一条第十項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間を有するに至ったことに 第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他国民年金法施行令第十三条に規定する共済組合の組合員であった期間であって同令第十四条に規定するもの(以下この条及び第八条において「旧 む。以下この条において同じ。)、保険料免除期間(他の法令の規定により同法による保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条において同じ。)及び旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令

(任意加入被保険者の特例に係る旧国民年金法による老齢年金の支給要件等の特例)

第七条 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であって、六十五歳に達した日において旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算した期間が二十五年に満たないものが、 が二十五年以上となったときは、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものと 同日以後に平成六年改正法附則第十一条第九項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間を有するに至ったことにより旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算した期間 みなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。

第八条 旧共済組合員期間は、前条の規定の適用については、旧保険料免除期間等とみなす。 民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合に限る。 ただし、旧保険料納付済期間等と旧保険料免除期間等とを合算した期間が一年以上であり、 かつ、

第九条 平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による国民年金の被保険者であった者についての国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五 十四号)第四十九条の規定の適用については、同条の表旧国民年金法の項中「附則第五条第一項」とあるのは、「附則第五条第一項及び平成六年改正法附則第十一条第一項」とする。 (厚生年金保険法による年金たる保険給付の額に関する経過措置)

前項の規定に該当することにより支給する前条の規定による老齢年金は、旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金とみなす。

第十条 平成六年十月一日から同年十一月八日までの間のいずれかの日において厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、平成六年改正法による 年金額及び同法第六十二条第一項の規定により加算する額並びに昭和六十年改正法附則第七十三条第一項の規定により加算する額、 下「改正前の厚生年金保険法」という。)附則第九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する加給年金額、厚生年金保険法第五十条の二第二項に規定する加 改正後のその額(同法第四十四条第二項(平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法 昭和六十年改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する 议

項の規定により加算する額を除く。以下この項において同じ。)に満たないときは、これを従前の当該保険給付の額に相当する額とする。 第六十二条第一項の規定により加算する額並びに昭和六十年改正法附則第七十三条第一項の規定により加算する額、昭和六十年改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額及び同条第二 額及び同条第二項の規定により加算する額を除く。)が従前の当該保険給付の額(厚生年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額、同法第五十条の二第二項に規定する加給年金額及び同法

して得た額に満たないときは、これを当該控除して得た額に相当する額とする。 年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額を除く。)から当該受給権者に係る平成六年改正法第十条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第二号に掲げる額を控除 項に規定する改正前の老齢厚生年金の額(平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法附則第九条第四項において準用する厚生 老齢厚生年金を受ける権利を有することとなるものの当該老齢厚生年金については、その額(同法第四十四条第二項に規定する加給年金額を除く。)が、従前の平成六年改正法附則第三十一条第一 平成六年十一月八日において平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金を受ける権利を有する者であって、同月九日以後に厚生年金保険法第四十二条の規定による

(平成六年改正法附則第十四条第二項の政令で定める障害年金)

(平成六年改正法附則第二十二条の政令で定める老齢厚生年金)

第十二条 平成六年改正法附則第二十二条の政令で定める老齢厚生年金は、厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金であって、同法附則第十一条の三 されたものとする。 第三項の規定により同法附則第十一条の二、第十一条の三第一項及び第二項並びに第十一条の四の規定の適用について同法附則第十一条の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金とみな

第十三条 平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法附則第十一条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定の適用については、 これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第三項 |附則第十三条||附則第八条第四項及び第十一条 |附則第十一条 |被保険者である :則第十三条|第百三十三条 |附則第九条第四項において準用する第四十四条第国民年金法等の一部を改正する法律 (平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。) |附則第十一条の規定により |百分の三十又は百分の二十に相当する部分に限り|第十級及び第十一級| 分の七十、百分の六十、百分の五十、百分の四十、第十二級及び第十三級 第九条第四項において準用する第四十四条第一項第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。)の同表の下欄に定める割合に相当する部分に限り支給を停止する。 |当該標準報酬等級の高低に応じて政令で定めると||次の表の上欄に掲げる当該標準報酬等級に応じて、それぞれ、老齢厚生年金の額 附則第十一条の規定を 同条第一項第三号に規定する政令で定める等級 に規定する加給年金額を除く。)の百分の八十、百第十四級及び第十五級 ころにより、 それぞれ、老齢厚生年金の額(附則律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。)附則第十八条第三項において準用する平成六年改正法第三条の規定による改正後 |する平成六年改正法第三条の規定による改正後の第四十四条第一項 成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第十一条 第十五級 |被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。以下この条において同じ。) である 平成六年改正法附則第二十四条第二項及び平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平 |国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ |条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十三条 |公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 第一級から第三級まで れた同法第三条の規定による改正前の附則第十一条の規定により 第四級から第六級まで 第七級から第九級まで .法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の附則第十一条の規定を (国民年金法等の一部を改正する法律 百分の四十 百分の七十 百分の三十 百分の五十 百分の六十 百分の八十 附則第十八条第三項において準用 (平成六年法 附則第

(平成六年改正法附則第二十四条第三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額等の端数処理

第十四条 平成六年改正法附則第二十四条第三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額又は平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九 条の二第二項第二号に規定する額若しくは同項第一号に規定する額に五十銭未満の端数が生じたときは、 これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるも

(平成六年改正法附則第二十六条第六項の調整額等の一円未満の端数処理)

第十四条の二 平成六年改正法附則第二十六条第六項の調整額及び基礎年金を受給する者の調整額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、 これを一円に切り上げるものとする。 五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、

2 前項の規定は、平成六年改正法附則第二十六条第八項から第十項までにおいて同条第六項の規定を準用する場合について準用する。

(高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる者に支給する障害者・長期加入者の老齢厚生年金等の支給停止等に関する規定の技術的読替え等)

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 平成六年改正法附則第二十六条第九項において同条第一項から第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同 表

く 木り打した	2.4 化計 3.4 × 6 × 7.2	
附則第二十六条第	二 附則第二十一条	附則第二十二条において読み替えて準用する附則第二十一条
項	附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しく	改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項
	は第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項	においてその例による場合を含む。)
附則第二十六条第	二]附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若し	改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項
項	 	においてその例による場合を含む。)
附則第二十六条第	四附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しく	改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項
項	は第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項	においてその例による場合を含む。)
第十四条の四 平	成六年改正法附則第二十六条第十項において同条第一項、第二項及び第五項から	第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字

句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

欄に掲げる	第十四条の五		二項	附則第二十六		項	附則第二十
字句に読み替えるものとする。	平成六年改正法附則第二十六条第十三項の規定により厚生年金保険法の規定を準用する場合には、次の表の上欄	第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項	成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法	ハ条第 附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する平	項若しくは第五項	附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三	六条第 附則第二十一条
	に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下	の厚生年金保険法第四十四条の二第一項	佐を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前	平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力		次条第十五項から第十七項まで	次条第十八項において読み替えて準用する附則第二十一条

|附則第十一条の六第みなし賃金日額 |附則第十一条の六第||高年齢雇用継続||雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)||附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規 六項第一号 項 基本給付金 |平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項、 |定による改正前の船員保険法(以下この条において「平成二十二年改正前船員保険法」という。) の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金 た給付基礎日額 第三項及び第四項の規定による看做給付基礎日額又は同法の規定による失業保険金の日額の算定の基礎となっ

第十四条の六 定を準用する場合について準用する。 厚生年金保険法施行令 (昭和二十九年政令第百十号)第八条の二の二第一項の規定は、 平成六年改正法附則第二十六条第十三項において厚生年金保険法附則第十一条の六第七項の規

(平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める率)

第十五条 属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率とする。 第二十条第一項又は第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢(以下この条及び第十六条の二において「特例支給開始年齢」という。)に達する日の属する月の前月までの月数を、 平成六年改正法附則第二十七条第一項の請求を行う者が、当該請求をした日(以下この条から第十六条の二までにおいて「請求日」という。)の属する月から平成六年改正法附則第十九条第一 平成六年改正法附則第二十七条第三項(同条第五項において読み替えて準用する国民年金法附則第九条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める率 請求日の

(平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額)

第十六条 平成六年改正法附則第二十七条第三項の政令で定める額は、国民年金法第二十七条に定める額に前条の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率(千分の五に請求日の属する月から 六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

(平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額)

第十六条の二 平成六年改正法附則第二十七条第六項の政令で定める額は、同項に規定する厚生年金保険の被保険者期間を基礎として厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号の規定によって計 の属する月と特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合には、零)を乗じて得た額とする。 算した額に、請求日の属する月から特例支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率 (請求日

(平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置)

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 当分の間、平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

三頁	平成六年改正法附則第二十四条	第一項	厚生年金保険法附則第十一条の
手金	第 国民年金法による老齢基礎	年金	の四国民年金法による老齢基礎
<u> </u>	国民年金法による老齢基礎年金(附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金を除く。次項及び附則第二十六条第三項において同	齢基礎年金を除く。次項及び附則第十一条の六第四項において同じ。)	国民年金法による老齢基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十七条第二項の規定による老

(平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間の国民年金基金及び国民年金基金連合会が支給する年金に関する経過措置)

第十六条の四 平成六年改正法附則第二十七条の規定が適用される間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ る字句に読み替えるものとする。

成元年政令第三百三十七号)第十一条の二 | 規定 | 規定 | 規定 | 規定 | 規定 | 規定 | 関氏年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号) 国民年金基金令(平成二年政令第三百四号) 昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第 |国民年金法第百三十条第二項(同法第百三十七条の十七第五項において準用||又は附則第九条の||若しくは附則第九条の二若しくは第九条の二の二又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法 する場合を含む。 条において準用する場合を含む。 一号 第二十四条第二項 (同令第五十附則第九条の二の 同法附則第九条の国民年金法附則第九条の二の二 同令第二十四条第国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四十 附則第九条の の二の二 の二の二 _ の ニ 一百円から 一百円に 法 |若しくは第九条||律第九十五号| イは附則第九条の|若しくは附則第九条の二若しくは第九条の二の二又は国民年金法等の一部を改正する法律 |若しくは第九条||律第九十五号) 二第|附則第九条の二第一項又は平成六年改正法附則第二十七条第一項 附則第九条の二及び国民年金法等の一部を改正する法律 加算されたものを除く。)の受給権者にあっては、その者について同令第十五条の規定の例により算定 いて国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 した率を二百円に乗じて得た額)から 八号)第十五条の規定の例により算定した率を二百円に乗じて得た額) 百円(平成六年改正法附則第二十七条の規定による老齢基礎年金(同条第四項の規定によりその額が 一百円 民年金法 「平成六年改正法」という。)附則第二十七条の 第十六条の四の規定により読み替えられた国民年金基金令第二十四条第二項 |民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四||(平成六年改正法附則第二十七条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあっては、その者に) 附則第1 附則第二十七条 二十七条 (平成六年法律第九十五号。 以下この項にお 附則第二十七条の (平成六年法 その者に

(平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による存続厚生年金基金が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第十七条 平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定による厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項までの規定の適用については、 これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表

中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|附則第十三条第三項第二号||附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその||附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項においてその例による場合を含 |附則第十三条第二項 附則第十一条から第十一条の三まで、第十一条の四第二項及国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。 |附則第十一条の三第二項において読み替えられた同条第一項||平成六年改正法附則第二十一条第二項(平成六年改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項において準用 |例による場合を含む。) において準用する第四十四条第 |び第三項又は第十一条の六 附則第十一条の三の 坑内員・船員の加給年金額 項 む。)又は平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第 平成六年改正法附則第二十一条 四十四条第一項 五項、第二十条の二第三項若しくは第五項若しくは第二十七条第十五項から第十七項までにおいて準用する第 第二十六条 正法附則第二十四条第四項及び同条第五項において準用する附則第十一条の四第三項又は平成六年改正法附則十一条(平成六年改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項において準用する場合を含む。)、平成六年改 台を含む。)の 「加給年金額 (平成六年改正法附則第二十二条及び第二十七条第十八項において準用する場 以下「平成六年改正法」という。) 附則第1

|附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するもくは第四項

|例による場合を含む。) において準用する平成二十五年改正法|法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項(附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若 |附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその|平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正

(同条第五項においてその例による場合を含む。) 又は平成六年改正法附則第十八条第三項、第十

する場合を含む。)において読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項

	則第十一条の四第二項及び第三項 「好内員・船員の加給年金額及び附加給年金額及び平成六
とされた前条第四項第二号	項第二号 三月 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	給年金額を加給
十五項から第十七項までにおいて準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額(以下「加給年金額」という。)が	
第一人工を対し、全身では大きでは、これで 月フを己工浴路具会ニー Dimest Dim Zで同じ会ニエを対し、全身にご路	
├二条及び第二十七条第十し頁こさゝて售用する易合を含っ。 又よ平戈ド早女E去付則第二十四条第四頁及び司条第丘頁こさゝて售用する付 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。) 附則第二十一条(平成六年改正法附則第二	二頁
	掲げる字句に読み替えるものとする。
3附則第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の「でき 4 分系作の3 系の何」に関すて表気の4 7 行6 記書"ジ	第十八条 平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定による厚生年金保険法附則第十三条の二の規定の適用についてに 一つ対抗が発見第二十八多第二項の共気による角情基金カフ曼に対象ででも 金糸作の対象の作工に関する共気の
(同条第八項から第十項まで)	第七項(同条第八項) 「「「「」」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
『長幕二夏 平戈ド F女 長竹川 第二十 「長幕二頁 20~て売み替え」の「こ司長第一頁 女は司長第四頁 20~て売み替え」	
加給年金額	附則第十三条第四項第四号坑内員・船員の加給年金額
代行部分の総額	٠.
当該老齢厚生年金の総額	坑内員・船員の老齢厚生年金の総額
平成六年改正法附則第二十四条第四項	同条第二項
平成六年改正法附則第二十四条第四項及び同条第五項において準用する附則第十一条の四第三項	附則第十一条の四第二項及び第三項
平成六 手枚 T	
	・船員の加給年金額
当該老齢厚生年金の総額	老齢厚生年
九項	及び同条第七項(同条第八項)には「一条第八項」
て売み替えられに司条第四頁PP 戊六甲女E去付則第二十六条第四頁こおいて売み替えられた司条第三頁女が司条第六頁(司条第八頁女び第一)	大第五頁こおい 力糸年金名
当該老齢厚生年金の総額	坑内員・船員の
十項まで	条第七項(同条第八項
て読み替えられた同条第二項平成六年改正法附則第二十六条第二項において読み替えられた同条第一項及び同条第六項(同条第八項から第	附則第十一条の六第三項におい
	船員の加給年金額
当該老齢厚生年金の総額	「坑内員・船員の老齢厚生年金の総額
平成六年改正法附則第二十四条第四項に	附則第十一条の四第二項に
いて読み替えられた平成六年改正法附則第二十一条第一項	
成六年改正法附則第二十一条	
	\ [<u>[</u>
えいこうこうけりらい コーラコミンドのこうにほうこう いっき 月一つけりらっぱ年金額	
当該老齢厚生年金の総額	坑内員・
いて準用する場合を含む。	四条の二第一項
<i>の</i> 、九	

_		
	同条第二項	平成六年改正法附則第二十四条第四項
	坑内員・船員の代行部分の総額	平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の
		第四十四条の二第一項(附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。)又
		は平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項若しく
		は第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。) の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の
		額を控除して得た額
附則第十三条の二	第 附則第十一条の六第三項において	平成六年改正法附則第二十六条第二項において読み替えられた同条第一項又は同条第四項において読み替えられた同条第三項及び同条第六項
四項	読み替えられた同条第二項又は同	(同条第八項から第十項まで
	条第五項において読み替えられた	
	同条第四項及び同条第七項(同条	
	第八項	
	坑内員・船員の加給年金額	加給年金額
	前条第四項第四号	平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定により適用するものとされた前条第四項第四号
	坑内員・船員の代行部分の総額	平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の
		第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額

(改正前の老齢厚生年金の額の計算に関する規定の技術的読替え)

第十九条 平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項	改正前の厚生年金保険法附則第九条第一項第二号			改正前の厚生年金保険法附則第九条第一項第一号		改正前の厚生年金保険法第四十四条第四項					改正前の厚生年金保険法第四十四条第一項
千分の七・五	項附則別表第七	号千分の七・五			一項第一号千六百二十五円	未満の	が、十八歳に達した	害の状態にある子	う。) の一級若しくは二級に該当する障	この条において単に「障害等級」とい状態にある子に限る。)	十七条第二項に規定する障害等級(以下	、十八歳未満の子又は二十歳未満で第四又は子(十八歳に達する日以後
千分の七・一二五	改正法附則別表第七国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)第十五条の規定による改正前の昭和六十年国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)第十五条の規定による改正前の昭和六十年	千分の七・一二五	する。)	じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものと	千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生	に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある	について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した			状態にある子に限る。)	に規定する障害等級(以下この条において単に「障害等級」という。) の一級若しくは二級に該当する障害の	又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第四十七条第二項

(改正前の老齢厚生年金の額の計算に関する経過措置)

第十九条の二 平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金の受給権を有する者であって、平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間を有するものに支給す 第九条第一項第二号に定める額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる額を合算して得た額とする。 る同項に規定する改正前の老齢厚生年金の額を計算する場合においては、同条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた前条の規定による読み替え後の改正前の厚生年金保険法附則

一 平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であった期間の平均標準報酬額(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額をいう。)の千分の五・四八一に相当する額に条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。)の千分の七・一二五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額(平成十五年四月一日前の厚生年金保険の被保険者であった期間の平均標準報酬月額(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)第六

前項第一号に掲げる額を計算する場合においては、平成十二年改正法第十五条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の上欄に掲げる者については、 当該被保険者期間の月数を乗じて得た額 同号中「千分の七・一二五」

とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

3 第一項第二号に掲げる額を計算する場合においては、昭和六十年改正法附則別表第七の上欄に掲げる者については、 同号中「千分の五・四八一」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み

(改正前の老齢厚生年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

るものとする。 二十三条、第二十四条第二項及び第二十八条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え 第**二十条** 平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二並びに平成六年改正法附則第二十一条、第

	現著	平成六年改正法附則第二十
る改正前の厚生年金保険法附則第九条第四項	項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項	
附則第三十	一条第一項附則第十	平成六年改正法附則第二十
代行部分の総額	坑内員・船員の代行部分の総額	
	定する額を除く	
	生年金こ系る司条第二項こ規定する祔則第九条の二第二項第一号こ規及び附則第十一条の匹第二項及び第三項の規定の道用を受ける老歯厚を除く	
加給年金額 加給年金額	で、計画等である。 坑内員・船員の加給年金額	
附則第二十一条		三項
	金保険法附則第十三条の二第附則第十一条の三又は第十一条の四第二項及び第三項	厚生年金保険法附
加給年金額	坑内員・船員の加給年金額	
	金仔陶技所具第十三条の二第所具第十一条から第十一条の三書でろに第十一条の四第二項及び	一項名名份際法院
宗計川等に一つ。等国真の見ぎにより面目しつのからしころなら三女客	÷	
デアイン が	定する	
一号に	2条第二項に規定する附則第九条	
る老齢 を除く	並びに附則第十一条の四第二項及び第三項の規定の適用を受ける老齢	
附則第二十一条		
平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法	附則第十一条の三	三号
加給年金額	金保険法附則第十三条第四項第坑内員・船員の加給年金額	厚生年金保険法附則
加給年金額	坑内員・船員の加給年金額	
附則第二十一条		一号
四第二項及び第三項平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法	厚生年金保険法附則第十三条第四項第 附則第十一条から第十一条の三まで又は第十一条の四第二項及びi	厚生年金保険法附則
代行部分の総額	坑内員・船員の老齢厚生年金の総額	
五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項	正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項	
一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十	一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十	
六条第 成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第九条第四項において準用する平成二十五	場合を含む。)において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第成六年改正法第三条の規定による改正前	
による 平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平	附則第九条の四第三項又は第五項 (同条第六項においてその例)	
平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法	附則第十一条の三第二項	
平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法	附則第十一条の三の	
単に「加給年金額」	「坑内員・船員の加給年金額」	
正法第三条の規定による改正前の第四十四条第一項		
成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第九条第四項において準用する平成六年改一	において準用する第一	一号
による 平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平	金保険法附則第十三条第三項第附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例)	厚生年金保険法附則
第二十一条第二十一多第四項の表気は「り近月」でものとされた平方が全も正常的具		
という。) 付川第三十一条第項頁の見旨こより適用するようとされて平戈に早女E去付川 第三項国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」		厚生年金保険法附則第十三条第二項
		るものとする。

ij	厚生年金保険法附	第二十一条 平成一 第二十一条 平成一 元るものとする。		附則第十三条の一改正前の厚生年				改正前の厚生年									所 具 第 十 一 多	- 厚	定	2 平成六年改				第二号平成六年改正法	
項第二号 による場合を含む。)において準用厚生年金保険法附則第十三条第三附則第九条の四第三項又は第五項			附則第九条第四項にお	金保険法附則	附則第十一条の規定を	附則第十一条の規定に		の厚生年金保険法第百三十三条		を停止する。	百分の二十に相当する部分に限	二十、百	定する加給年金額を除く。	おいて準用する第四十四条第一項に規	齢厚生年金の額(附則第一で定めるところにより	報酬等級の高	める等級に発見を表	法被保険	の上欄に掲げる規定	正法附則第三十一条第四項の規	第 第 一 十	項 正 -		第二号	
よる場合を含む。)において準用する第四十四条第一則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項におい	から第十一条の三まで又は第十	項の規定の適用については、これの項の規定により適用するものと	三条の規定による改正前 ご条の規定による改正前 でおその効力を有するも	第十一条 則第二十三条第一		より		公的年金制度の健	一級から第三級	第四級から第六級	り支給再二及いつ第1及一プに第十級及び第十一	百分第十二級及び第十		-四条第一項に規する加給年金額	《第九条第四項に第三条の規定によ!》 それそれ 老第九十五号 以下	これでして変令次の表の上欄に掲られた	級一項第三号に規定する政令で宣第十五級		表の中欄に掲げる字句は、	定により適用するものとさ	負 八条第三項において準用する改正	一条の規定による改正前の規定によりたまでの対象によりたまである。	夏の見ぎによっておいて準用する平成1八条第三項において準用する平成1	 項附則第十八条第三項において準用する改正後	
項 て そ の 例	一条の四第二項及国民年金法等の一	らの規定のうち次の表の上欄に掲げ	三条の規定による改正前の 三条の規定による改正前のとされた平成六年改正法第三国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九	によりな一条第四	効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用	規定による改正前の附則第十一条の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九:	有す	全性及び信頼性の確保のための厚生	まで	まで	(紀)	: 三級	五級	額を除く。)の同表の下	第三条の規定による改正前の附則第九条第四項において第九十五号「以下「平成六年改正法」という) 附貝第三	「立えてこれ」こう。)けりげる当該標準報酬等級に応じて、2		前の月に属する日から引き続き当該被	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え	成六年改正法附則第二十三条第一章		四十四条の) : これには えごっ年改正法附則第八十	保険法附則 保険法附則 附則第三十	
規定による改正前の附則第九条第四項において準用する平よる改正前の附則第二十八条の三第二項においてその例に則第三十二条第三項の規定によりなおその効力を有するも	四項の規定により適用するものとされい。からは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	ける規定中同表の中欄に掲げる字句は条第二項から第四項まで及び第十三条	条の規定による改正前	するものとされた平成六年改正法第三適用するものとされた平成六年改正法	規定による改正前の附則第十一条の規定を適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の	_ +	同	年							いて準用する平成六年改正法第三条の第三十一条第三項の規定によりなよっ	リミュー・アミニ頁)見 http://cities.com/ とおでれ、老齢厚生年金の額(国民年		該被保険者の資格を有する者に限る。		規定によ	第九条第一条第三	生年金保険法第四十四条の二第一項りなおその効力を有するものとされた附員第十条第四項において当月する7月	11 +1	第九条第四項にお一条第三項の規定	
年致正法第三条の規定による致正前の附則第九条第四項において準用する平成六年致正法第三条の規法第三条の規定による改正前の附則第二十八条の三第二項においてその例によるものとされた平成六平成六年改正法附則第三十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正	則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一条民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。)	1	の附則第九条第四項において準用する平成六年改正法第年改正法」という。)附則第三十一条第三項の規定により	による改正前の附則第一十四条第二項及び平成	然定を 異常一項の規定によりなおその	項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の五号。以下「平成六年改正法」という。)附則第三十一条第四項の規定により		4(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条	百分の三十	百分の四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	百分の五十	百分の七十	百分の八十	する部分に限り支給を停止する	準用する平成六年改正法第三条の規定による改正前の第四十四条第一項に規定1十一条第三項の規定によりなおその努力を有するものとされた平成六年改正決	これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		以下この条において同じ。)である		ては、	四頁こおいて榫用する女圧前の厚土耳金呆倹去第四十四条第一頁項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金	・金保険法第四十四条の二第一項、おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正、おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定によるでは、第十条第一項の規	c c c c c c c c c c	いて準用する改正前のによりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金	

10																					
	一項第二号平成六年改正法附則第二十三条第附	二項工法附則第二十一条第	改正法附則第二十一	坑坑坑坑			第三項厚生年金保険法附則第十三条の二		第一項厚生年金保険法附則第十三条の二				厚生年金保険法附則第十三条第四		項第一号厚生年金保険法附則第十三条第四						
四十四条第一項 四十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとない十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとない十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとなり、十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとなり、	則第十八条第三項において準用	条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項条第附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十	第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十	内員・船員の代行部分の総額	第一号に規定する額を除く 齢厚生年金に係る同条第二項に規定する附則第九条の二第1び附則第十一条の四第二項及び第三項の規定の適用を受ける	坑内員・船員の加給年金額		坑内員・船員の加給年金額	から第十一条の三まで又は第十一条の四第二	坑内員・船員の代行部分の総額	二項第一号に規定する額を除くる老齢厚生年金に係る同条第二項に規定する附則第九条の二第並びに附則第十一条の四第二項及び第三項の規定の適用を受ける	附則第十一条の三又は第十一条の四第二項及び第三項	坑内員·	坑内員・船員の加給年金額	び第三項	坑	条の二第一項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第八十六条第一頁の見定こよりなおその効力を有するものとさによる場合を含む。)において準用する平成二十五年改正法附則附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例	附則第十一条の三第二項	附則第十一条の三の	[坑内員・船員の加給年金額]
において準用する改正前の厚生年金保険法第四十四条第一項 第二十八条の三第二項においてその例によるものとされた改正前の厚生年金保険法附則第九条第四項 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	において準用する改正前の第二十八条の三第二項にお附則第三十二条第三項の規	厚生年金保険法附則第二十八条の三第二項においてその例によるものとされた同法附則第九条第四項附則第三十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三条の規定による改正前の	厚生年金保険法附則第二十附則第三十二条第三項の規		を除く	加給年金額	一条 ア成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条	加給年金額	正	代行部分の総額	- Removed the second of the	一条 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十	加給年金額	加給年金額	一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条	代行部分の総額	よる改正前の第四十四条の二第一項 「八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定に「八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定に	『八十六条第一頁の現宅こよりなおその効力を有するものとざ!早收正去第三条の現宅こよる牧正前の付訓第九条第四頁こおって世用する平成二十五年牧正去付訓第よる場合を含む。)において準用する平成二十五年改正法附則法第三条の規定による改正前の附則第二十八条の三第二項においてその例によるものとされた平成六 則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例平成六年改正法附則第三十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正	条第三項	一条の 一条の 一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十 平成六年改正法附則第三十 下成六年改正法附則第三十	単に「加給年金額」

の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中司表の中欄に掲げる字句は、それぞれ司表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これ

					_
			法附則第十一条	改正前の厚生年金保険	の夫気のごもどの君の
令で定めるところにより、それぞ	当該標準報酬等級の高低に応じて政	定める等級	同条第一項第三号に規定する政令で	被保険者である	山椎に掛ける男気中同者の中椎に
一十五号。以下「平成六年改正法」という。)附則第三十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条	次の表の上欄に掲げる当該標準報酬等級に応じて、それぞれ、老齢厚生年金の額(国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九		第十六級	被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。以下この条において同じ。)である	おける写在に「それぞれ同君の日相における写在に記み春夕ですのと言う。

第四項において準用する第四十四条条第四項において準用する平成六年改正法第三条の規定による改正前の第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。)の同表の下欄にお、老鮨厚生年金の額(附則第九条の規定による改正前の附則第二十八条の三第二項においてその例によるものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第九 当する部分に限り支給を停止する。 百分の六十、百分の五十、百分の四 第一項に規定する加給年金額を除定 十、百分の三十又は百分の二十に相第十一級及び第十二級 く。)の百分の八十、百分の七十、 第十五級及び第十六級 第八級から第十級まで 第五級から第七級まで 第十三級及び第十四級 一級から第四級まで め る 割 合 に 相 当 る 部 分 限 百分の三十 百分の七十 百分の八十 百分の四十 支 百分の五十 百分の六十 給 停 止

法附則第十三条第三項と正前の厚生年金保険第百三十三条 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十三条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第六十三号) 附則第五条第 百分の二十

附則第十一条の規定により 用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定に 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。) 附則第三十二条第四項の規定により適 よる改正前の附則第十一条の規定により

法附則第十三条の二改正前の厚生年金保険附則第八条第四項及び第十一条 |附則第十一条の規定を 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第十一条の規定を

|附則第九条第四項において準用する|国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。) 附則第三十二条第三項の規定によりな おその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第二十八条の三第二項においてその例によるものとされ た平成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第九条第四項において準用する平成六年改正法第三条の規定による改正前の を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の附則第十一条

(免除保険料率の決定に関する経過措置)

険法(次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。)第八十一条の三第一項の政令で定める範囲(次項において「免除保険料率の範囲」という。)は、千分の二十四から千分の五第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保**第二十二条** 平成六年改正法附則第三十五条第六項の規定により読み替えて適用される公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律 十までとする。

用される同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定により代行保険料率が算定される場合における免除保険料率の範囲(前項の規定にかかわらず、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法附則第三十一条の規定により読み替えて適 零から千分の五十までとする。

(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額に関する経過措置)

第二十三条 平成六年十月一日から同年十一月八日までの間のいずれかの日において旧厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、平成六年改正 より加算する額を除く。以下この条において同じ。)に満たないときは、これを従前の当該保険給付の額に相当する額とする。による改正後のその額(加給年金額及び旧厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額を除く。)が従前の当該保険給付の額 (加給年金額及び旧厚生年金保険法第六十二条の二の規定に

(旧船員保険法による年金たる保険給付の額に関する経過措置)

る改正後のその額(加給金の額を除く。)が従前の当該保険給付の額(加給金の額を除く。以下この条において同じ。)に満たないときは、これを従前の当該保険給付の額に相当する額とする。第二十四条 平成六年十月一日から同年十一月八日までの間のいずれかの日において旧船員保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、平成六年改正法によ

附則

この政令は、公布の日から施行する。

1

第三条、第五条及び第六条の規定は、平成六年十月一日から適用する。 則 (平成七年三月二三日政令第七二号)

(施行期日等)

一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

第四項」に改める改正規定及び「準用する同法第四十四条第二項」を「準用する厚生年金保険法第四十四条第二項」に改める改正規定を除く。)による改正後の同令第十条、第二十二条及び第二十に規定する改正前の」に改める改正規定、「同法附則第九条第四項」を「平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法附則第九条 三条の規定は、平成六年十月一日から適用する 給年金額、同法」を「)に規定する加給年金額、厚生年金保険法」に改める改正規定並びに同令第三条第二項中「厚生年金保険法附則第八条の規定による」を「平成六年改正法附則第三十一条第 の効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前の厚生年金保険法」という。)附則第九条第四項」に改める改正規定及び「)に規定する加 項に規定する改正前の」に改める改正規定、「同法第四十二条」を「厚生年金保険法第四十二条」に改める改正規定、「同法附則第八条の規定による」を「平成六年改正法附則第三十一条第一項 第五条の規定(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第一項中「同法附則第九条第四項」を「平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおそ

(制度間調整事業による調整交付金の額及び調整拠出金の額に関する経過措置)

第二条 平成六年度以前の年度の被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第八十七号)第三条に規定する制度間調整事業による調整交付金の額及び調整拠出金の額に ついては、なお従前の例による。

附則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄

(施行期日) 一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

則 (平成九年一二月一〇日政令第三五五号)

抄

(施行期日) この政令は、平成十年一月一日から施行する。

第

この政令は、平成十年四月一日から施行する。 則 (平成九年一二月一七日政令第三六一号)

(平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄

:一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この政令の施行の際現に第七十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項の規定により都道府県知事に対してされている れた申出とみなす。 申出は、第七十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項の規定により地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に対してさ

(平成一二年三月三一日政令第一七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第四条中厚生年金基金令第十七条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 法の項の改正規定並びに第百二十一条第二項の改正規定並びに第六条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十三条及び第二十条第二項の改正規定は、平成十 九十三条の表旧厚生年金保険法の項及び旧交渉法の項の改正規定(「第十六級」を「第十五級」に改める部分に限る。)、第九十八条第二項の改正規定、第百十六条の表旧船員保険法の項及び旧交渉 二年十月一日から施行する。

(平成六年改正前の老齢厚生年金の額の計算方式の変更に伴う経過措置)

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下この条において「平成六年改正法」という。) 附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金(平成十五年四月 前の厚生年金保険法附則第九条第一項第二号並びに昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び附則別表第七の規定にかかわらず、第二号に掲げる額とする。 後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(以下「新平成六年経過措置政令」という。)第十九条の規定による読替え後の平成六年改正法第三条の規定による改正三項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百九十七号。以下「平成十六年改正政令」という。)第四条の規定による改正 日以後の被保険者期間を有しない者に支給する老齢厚生年金に限る。)の額を計算する場合において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、平成六年改正法附則第三十一条第

厚生年金保険法附則第九条第一項第二号並びに昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び附則別表第七の規定の例により計算した額 平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた新平成六年経過措置政令第十九条の規定による読替え後の平成六年改正法第三条の規定による改正前

二(平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第六条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第

率」という。)を乗じて得た額 .より計算した額に、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率(以下「従前額改定・九条の規定による読替え後の平成六年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第九条第一項第二号並びに昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び附則別表第七の規定の例

年政令第百八十号。以下「平成十二年経過措置政令」という。)第十四条の規定は、前項第二号に掲げる額を計算する場合について準用する。 平成十二年改正法附則第二十一条第五項から第八項まで及び平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令(平成十二

(平成一二年六月九日政令第三三五号)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する

(支給の繰下げの際に加算する額及び支給の繰上げの際に減ずる額に関する経過措置)

を含む。)の規定により減ずる額については、なお従前の例による。 条第二項及び同法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定により加算する額及び同法附則第九条の二第四項 昭和十六年四月一日以前に生まれた者に対し支給する老齢基礎年金、付加年金及び国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金の額に係る同法第二十八条第四項(同法第四十六 (同条第六項及び同法附則第九条の三第四項において準用する場合

(支給の繰下げ及び繰上げの際に国民年金基金の加入員期間の月数に乗ずる額に関する経過措置)

第三条 昭和十六年四月一日以前に生まれた者に対し国民年金基金及び国民年金基金連合会が支給する年金に係る国民年金法第百三十条第二項 合を含む。)の政令で定める額については、なお従前の例による。 (同法第百三十七条の十七第五項において準用する場

附 則 (平成一二年一二月八日政令第五〇二号)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

施行期日) 則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三二号) 抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (平成一三年一二月一四日政令第三九八号) 抄

一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 抄

(平成一四年三月一三日政令第四三号)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 (施行期日)

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十五条、第十六条及び第十六条の二の規定は、 民年金法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による 施行日以後の月分として支給される国

(平成一四年七月三日政令第二四六号)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(平成六年改正前の老齢厚生年金の額の計算に関する経過措置)

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。) 附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金(平成十五年四月一日以後の厚生 う。)第十九条の二に定める額は、同条の規定にかかわらず、第二号に掲げる額とする。 三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(以下「新平成六年経過措置政令」とい 年金保険の被保険者期間を有するものに支給する老齢厚生年金に限る。)の額を計算する場合において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、平成六年改正法附則第三十一条第

新平成六年経過措置政令第十九条の二の規定により計算した額

次に掲げる額を合算して得た額に、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率を乗

酬月額をいう。)の千分の七・五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額 平成十五年四月一日前の厚生年金保険の被保険者であった期間の平均標準報酬月額(平成十二年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報

に当該被保険者期間を乗じて得た額 平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であった期間の平均標準報酬額(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額をいう。)の千分の五・七六九に相当する額

平成十二年改正法附則第二十一条第五項から第八項まで及び第八条の規定による改正後の平成十二年度、 平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過

3

第一項各号に掲げる額を計算する場合について準用する。

4 第一項第二号ロに掲げる額を計算する場合においては、次の表の上欄に掲げる者については、 同号ロ中「千分の五・七六九」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。 | 第六条 第五十二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。| (罰則に関する経過措置)| 第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年一月三〇日政令第二一号)

(施行期日) 附則 (平成二一年一二月二八日政令第三一〇号) 抄

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	、京子男」(平成一六年九月二九日政令第二九七号) 抄第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。(施行期日)		日から昭和二十年四月一	昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	- -	昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者		昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者			l	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	一日から昭和	昭和二年四月一日以前に生まれた者
		千分の五・八五四	千分の五・九三八) -	千分の六・一〇八	千分の六・二九二	千分の六・三七七	千分の六・四六九	千分の六・五六九	千分の六・六六二	千分の六・七六二	千分の六・八五四	千分の六・九五四	千分の七・〇五四	千分の七・一六二	千分の七・二六二	千分の七・三六九	千分の七・四七七	千分の七・五八五	千分の七・六九二

別 (平成二六年三月二四日政令第七三号) この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二六年三月二四日政令第七三号) 抄

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施 行する。

型デリー) 附別(平成二七年九月三〇日政令第三四二号) 抄

- M - 1)な合は、立立二・13ミーリートンの重行 - 5の(施行期日)

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置)第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額について適用し、改正前厚生年金保険法第三十五条第一項の規定により計算された厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲第四条 第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十四条の規定は、改正後厚生年金保険法第三十五条第一項の規定により計算された厚 げる額については、なお従前の例による。生年金保険法による年金たる保険給付に係る次に掲げる額について適用し、

三項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。次号において「改正後平成六年改正法」という。)附則第二十四条第

二 改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号に規定する額又は同項第一号に規定する額

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二一四号) 抄

(施行期日)

附 則 (令和三年八月六日政令第二二九号) 抄 第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。